

## 【ドイツ】 庇護申請者給付法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 難民庇護申請者のための金銭給付を、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障するものとするために、庇護申請者給付法が改正された。

### 1 庇護申請者給付法の概要

ドイツの憲法に相当する基本法には、「政治的迫害を受ける者は、庇護権を享有する。」（第 16a 条）という規定があり、基本法により庇護権が保障されている。

庇護申請者には、庇護手続の間、庇護申請者給付法に基づく給付が保障される。この給付は、社会扶助と並び、最低生活を保障するための制度である（注 1）。

ドイツにおいては、連邦移民難民庁が庇護申請を審査し、州がその人口規模に応じて庇護申請者を引き受け、宿泊場所を確保する。庇護申請者は、最初の 6 週間～3 か月の間、州が設置する受入れ施設に居住することを義務付けられる。この期間の経過後は、各州の方針により、共同宿泊施設又は民間の賃貸住宅に居住する。

州の受入れ施設に居住する庇護申請者には、優先的に現物（食事・宿泊・暖房・衣服・健康管理・消費財）が給付される。庇護申請者は、更に、日常生活における個人的な必要を満たすための金銭給付を受ける（第 3 条第 1 項）。州の受入れ施設に居住しない庇護申請者には、現物給付に代えて商品券又は金銭が給付され、更に追加して第 1 項に規定する金銭給付が保障される（第 3 条第 2 項）（注 2）。第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する金銭給付の額は、下の表 1 のとおりである。

4 年間給付を濫用せずにドイツに滞在した者は、社会扶助に準じた給付を受ける。

表 1 庇護申請者給付法改正前の金銭給付の額（ユーロ/月）

	世帯主	家族（14 歳以上）	家族（7 歳以上 14 歳未満）	家族（7 歳未満）
第 3 条第 1 項	40.9	40.9	20.45	20.45
第 3 条第 2 項	184.07	158.5	158.5	112.48
合計	224.97	199.4	178.95	132.93

出典：Jost Hüttenbrink, *Sozialhilfe und Arbeitslosengeld II*, 12. Auflage, München: dtv, 2011, S.261 等を参照して筆者作成。

### 2 連邦憲法裁判所の判決

2012 年 7 月 18 日、連邦憲法裁判所は、金銭給付の額を定める庇護申請者給付法の規定は、社会国家原則（基本法第 20 条第 1 項）と関連して、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活の保障を受ける基本権（基本法第 1 条第 1 項）と相容れないと判示した（1 BvL 10/10, 1 BvL 2/11）。庇護申請者給付法に基づく金銭給付の額は、1993 年の同法の制定以来、改定されておらず、社会扶助における支給額より約 40% 低い水準であ

った。加えて、1993年当時の最低限度の生活を保障するために必要な給付額をどのように算定したのかも明らかでない。連邦憲法裁判所は、立法者に対して、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障するための規定を遅滞なく定めることを義務付けた。連邦憲法裁判所によれば、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障するためには、身体的な生存、他者との交流の機会の確保並びに社会的、文化的及び政治的な生活への最低限の参加を保障しなければならない。

### 3 庇護申請者給付法の改正

上記の連邦憲法裁判所の判決を受け、2014年に庇護申請者給付法が改正された（注3）。改正法は、2015年3月1日から施行される。

改正により、金銭給付の額は、透明性のある算定方法により新たに定められた。この算定方法は、社会扶助制度において基準需要額を算定する際に用いられる方法と同じであり、連邦の所得・消費抽出調査の結果に基づき、低所得者の実際の支出額を根拠とする。さらに、庇護申請者の事情は社会扶助受給者のそれとは異なることに鑑みて、調整が行われる。その結果新たに定められた金銭給付の額は、下の表2のとおりであり、社会扶助における支給額の約90%程度となった。

また、改正により、児童及び青少年は、教育並びに社会的及び文化的な生活への参加のための給付が別に受けられるようになった。さらに、社会扶助に準じた給付を受けるまでの期間が15か月に短縮された。

表2 庇護申請者給付法改正後の金銭給付の額（ユーロ/月）

	世帯主	パートナー	他の成人	青少年(14歳以上18歳未満)	児童(6歳以上14歳未満)	児童(6歳未満)
第3条第1項	140	126	111	83	90	82
第3条第2項	212	190	170	194	154	130
合計	352	316	281	277	244	212

出典：Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/2592*, S.10 を参照して筆者作成。

注(インターネット情報は2015年1月20日現在である。)

- (1) 齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』No.728, 2011.9, pp.118-119.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050701\\_po\\_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>
- (2) 宿泊、暖房及び家具（Hausrat）のための費用がこれに追加されるが、共同宿泊施設の宿泊場所の提供であることが多い。Flüchtlingsinfo Berlin のウェブサイト参照。<<http://www.fluechtlingsinfo-berlin.de/fr/pdf/AsylbLG-Leitfaden.pdf>>
- (3) Gesetz zur Änderung des Asylbewerberleistungsgesetzes und Sozialgerichtsgesetzes (BGBl. I S.2187).

#### 参考文献

- ・連邦憲法裁判所ウェブサイト<[http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/ls20120718\\_1bvl001010.html](http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/ls20120718_1bvl001010.html)>
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/2592*.